

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第23号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 別表（第2条関係） (1)～(97)の4 （略） <u>(97)の5 汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料</u> <u>(97)の6 汚染土壌処理業者合併等承認申請手数料</u> <u>(97)の7 汚染土壌処理業相続承認申請手数料</u> <u>(97)の8 （略）</u> <u>(97)の9 （略）</u> (98)～(99)の5 （略） <u>(99)の6 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料</u> <u>(99)の7 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例の変更認定申請手数料</u> (100)～(202)の15 （略） <u>(202)の16及び(202)の17 削除</u> (202)の18～(204)の2 （略） <u>(204)の3 介護医療院開設許可手数料</u> <u>(204)の4 介護医療院変更許可手数料</u> <u>(204)の5 介護医療院開設許可更新手数料</u> <u>(204)の6 （略）</u> <u>(204)の7 （略）</u> <u>(204)の8 （略）</u> <u>(204)の9 （略）</u> (205)～(585) （略） | 別表（第2条関係） (1)～(97)の4 （略） <u>(97)の5 （略）</u> <u>(97)の6 （略）</u> (98)～(99)の5 （略） (100)～(202)の15 （略） <u>(202)の16 指定居宅介護支援事業者指定手数料</u> <u>(202)の17 指定居宅介護支援事業者指定更新手数料</u> (202)の18～(204)の2 （略） <u>(204)の3 削除</u> <u>(204)の4 （略）</u> <u>(204)の5 （略）</u> <u>(204)の6 （略）</u> <u>(204)の7 （略）</u> (205)～(585) （略） |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。